

都道府県等は、法施行令、基本的対処方針等の趣旨を踏まえつつ、法施行令第11条第1項第7号の施設への要請対象を決定する際には、国とも十分連携しながら、適切に判断すること。

事務連絡
令和3年4月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

施行令第11条第1項第7号の生活必需物資の留意事項について

生活必需物資については、国として、これまでも新型コロナウイルス等特別措置法施行令（以下「施行令」という。）、基本的対処方針等で考え方を示してきているところであるが、感染状況に応じた適切な運用がなされるよう、下記のとおり留意事項を示すので、特定都道府県等は適切に要請等を実施されたい。

- 生活必需物資の範囲には、施行令第11条第1項第7号に示した「食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料」が含まれること。具体的には、食品店、薬局、ガソリンスタンド等が該当し、大規模小売店においても生活必需品を取り扱う場合には当該物品の売場を要請対象から除外すること。
- 特定都道府県等が、施行令第11条第1項第7号に規定されている物品以外を生活必需物品として取り扱い、要請等する場合には、物品の具体的な内容について、消費者にとって何が生活必需かを最も把握している事業者の意見等も勘案し、特定都道府県知事が感染状況等を踏まえて適切に判断すること。ただし、いわゆる奢侈品（高級衣料品、高級オーディオ等）については、生活必需物品として取り扱わないこととする。また、修理等のサービスについては、生活必需物資と同様に扱われうるので、運用上、留意されたい。
- 使用の制限等を行う場合には、令和2年4月13日付け事務連絡「使用の制限等の要請対象となる施設に係る留意事項等について」を踏まえ、生活必需品の売場等の取扱いを決定すること。
- なお、特定都道府県等は、上記の取扱いを踏まえ、休業要請等を行う又は変更する場合に際しては、国と十分に連携すること。また、今後、施設又は区域に係る人流によっては、特定都道府県等に対し、対応をお願いすることもあり得るので、留意されたい。

（参考）新型コロナウイルス等特別措置法施行令

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十四号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一～六 （略）

七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

八～十五 （略）

（参考）基本的対処方針別添

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

3. 国民の安定的な生活の確保

自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）